

# 来へスマイル!

日の出町で新たな子育て世帯応援事業を開始します!

## 日の出町「ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金」のご案内

◆ 令和7年10月から町内保育園等の給食費（副食費）が無償になります! ◆

日の出町では、「ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり」を掲げ、保育施設整備の充実、保護者のニーズに応えた柔軟な事業を展開しており、令和7年10月より、町内の保育施設に通う3歳児～5歳児クラスのお子様にかかる給食費（副食費）を無償化します。

\* 認可保育所等の0歳児～2歳児クラスのお子様につきましては保育料と合わせて既に無償化となっています。

### 【対象者】

日の出町に在住し、町内の認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設に通園する保護者  
※ 町外の施設に通う場合は対象外です。

### 【補助額】

月額4,900円を上限に町が補助します。（補助額は国の公定価格と併せて変動します。）

### 【実施時期】

令和7年10月から開始予定



その他にも日の出町独自の事業を実施しています!



## 未来わくわく支援金 ◆◆

日の出町では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを進めています。その一環として、こども1人につき、月額5,000円を支給します。

### 【対象年齢】

出生児から中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）

### 【支給要件】

日の出町に引き続き1年以上居住し、かつ住民登録があり、こどもと同居している保護者  
上記に該当している方で、かつ、養育しているこどもの生計を主に維持している保護者  
（原則、児童手当の受給者）

### 【支給方法】

指定された口座へ振り込み

### 【支給停止となる場合】

申請者本人または配偶者に、前年度以前に賦課された町税、国民健康保険税、学童クラブ育成料、保育料等の利用者負担額（保育料）につきまして滞納がある方は支給停止となりますので、早めに解消をお願いします。

### 【申請にあたっての注意点】

- ・ 雑所得として扱われ、課税の対象となります。
- ・ 日の出町に転入後、1年を経過しましたら福祉課窓口にて申請をしてください。  
町から対象者に対して通知は差し上げておりません。ご自身で申請月をご確認ください。  
（例：令和6年4月に日の出町へ転入した場合、令和7年4月から申請ができます）

\* 申請した次の月から支給対象となります。対象月になりましたらお早めにご来庁ください。



## 未来旅立ち支援金

子どもたちの進学や人生の新たな一歩を応援するため、中学校を卒業する子どもに対し、1人につき10万円を支給します。

### 【支給要件】

- ・日の出町に引き続き1年居住し、かつ住民登録があり、子どもと同居している保護者
  - ・上記に該当している方で、かつ、養育している子どもの生計を主に維持している保護者
- \*支給月の属する年の1月1日において、日の出町に住所を有する方に支給します。

### 【支給月】

毎年3月に支給予定

### 【支給方法】

指定口座へ振り込み

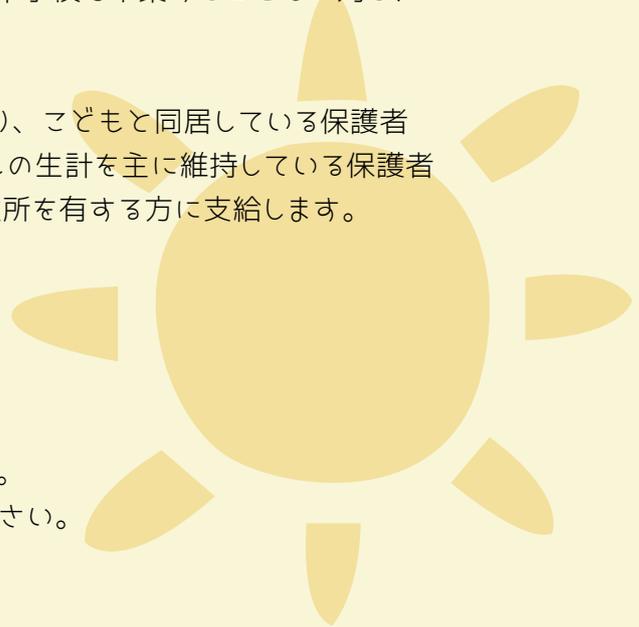
### 【申請方法】

毎年1月下旬頃に該当の方へ支給申請書を送付します。  
必要事項を記載のうえ、提出期限までに提出してください。

### 【申請にあたっての注意点】

一時所得として扱われ、課税の対象となります。

届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、町が届出者に連絡・確認できない場合に、未来旅立ち支援金が支給されないことがあります。



ひのでっ子ぱくぱく  
給食応援補助金



詳しくはこちら  
(町の公式ページへリンク)

未来わくわく支援金



詳しくはこちら  
(町の公式ページへリンク)

未来旅立ち支援金



詳しくはこちら  
(町の公式ページへリンク)

日の出町  
イメージキャラクター  
「ひのでちゃん」



問い合わせ  
福祉課 子育て支援係 042-588-4113